

みずき新聞

平成 29 年 3 月 号
3 月 10 日 発行

発行人 名古屋市中区大須一丁目三十四番二十三号
みずき社会保険労務士法人
社会保険労務士 行政書士 水野ゆう子
電話 052-211-6657
ファックス 052-201-0576
電子メール mizukiworks@proof.ocn.ne.jp

業務案内（お電話でもメールでも
気軽に相談ください。）
★健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険関係
の手続き及び相談
★人事・労務管理の相談及び指導
★就業規則・賃金規程などの作成及び相談
★給与計算 ★年金相談 ★助成金申請
★建設業の許可申請

☆無期労働契約への転換対応が必要です。

平成三十年四月の本格的な無期転換申込み権の発生が見込まれるまで残り一年余りになりました。平成二十五年四月の労働契約法の改正につきましては、みずき新聞平成二十五年一月号に掲載しておりますが、確認の為、再度抜粋掲載です。

同一の会社と有期雇用契約の従業員の間で、有期労働契約が通算で五年を超えて反復更新された場合、従業員からの申し込みがあれば、会社は申し込み時の有期労働契約が終わる日の翌日から従業員を無期労働契約に転換をしなければいけません。（以下「無期転換ルール」）ただし、五年のカウントは、平成二十五年四月一日から始まります。無期転換の申込みをするかしないかは、従業員が自由に決めることが出来ます。無期転換ルールの適用を逃れることを目的として、同ルールが適用される前に雇い止めを行うことは法の趣旨から望ましくなく、雇い止めの法理に基づき、無効と判断される場合もあります。今年度以降の労働契約更新の際から、慎重な対応が必要です。

平成二十七年四月一日から、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（以下「有期雇用特別措置法」）が施行されました。

この有期雇用特別措置法により、
①専門的知識等を有する有期雇用労働者（以下「高度専門職」）
②定年に達した後、引き続き雇用される有期雇用労働者（以下「継続雇用の高齢者」）
について、その特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合に、無期転換申込権が発生するまでの期間に関する特例が適用されることになりました。

○ここがポイント！

特例によって、継続雇用の高齢者について、無期労働契約を回避することができるようになりました。

有期雇用特例の適用を希望する事業主が、事前に「第二種計画認定・変更申請書」を作成して、都道府県労働局に提出し、計画が適当である旨の認定を受ける必要があります。認定を受けると、定年に達した後、同じ事業主に引き続き雇用される期間は、継続雇用の高齢者に無期転換申込権が発生しません。詳細は次号で解説します。

☆高齢年金の受給資格期間が十年に短縮されます

これまで、高齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として二十五年以上必要

でした。平成二十九年八月一日からは、資格期間が十年以上あれば高齢年金を受け取ることができるようになります。

平成二十九年八月一日時点で資格期間十年以上二十五年未満に該当される方には、平成二十九年二月下旬から七月下旬までに順次ご本人宛に年金請求書（短縮用）が送付されます。平成二十九年八月一日時点で資格期間が十年未満の六十歳以上の方についても、任意加入制度や後納制度等の救済処置が取られることになり、年金を受け取れる可能性が出てきました。従業員の方からご相談されましたら、みずきで手続きすることもできますのでお知らせ下さい。

給与計算のお知らせ

愛知県の健康・介護保険料率の改正があります。従業員負担は、

健康保険料率 4.985% → **4.960%**

（基本保険料率は、3.095%、特定保険料率は、1.865%）

介護保険料率 0.79% → **0.825%**

4月分給与から変更して下さい。翌月払いと保険料預りの会社は、3月分からです。

☆職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）

従業員の過重労働の防止や長時間労働抑制が問題視されています。平成二十八年六月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、勤務間のインターバルの自発的導入を促進するために、勤務間インターバルの導入に取り組んだ際に、その実施に要した経費の一部を支給する助成金制度が平成二十九年四月に創設される予定です。

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休憩時間数が「九時間以上十一時間未満」又は「十一時間以上」の勤務間インターバルを導入することを目標に就業規則の改正等の助成対象の取組みを実施することにより、取組の実施に要した経費の四分の三を成果目標の達成状況に応じて支給されます。（新規導入・休憩時間数十一時間以上達成で助成額の上限は五十万円です。）

就業規則を見直す際に、勤務間のインターバルを導入すると助成金を利用することができます。勤務間インターバル導入を検討される際には、みずきにて代行申請いたしますので、お知らせ下さい。

（水野のコラム）

皆様こんにちは。
やっと日射しに春の明るさと暖かさを感じられるようになって参りました。今年の冬は思いの他寒かったですね。インフルエンザも流行しましたが、皆様は大丈夫だったでしょうか。

最近、少しだけはまっていることがあります。「3ミリコント」。ご存知ですか？ 中日新聞の夕刊に土・日以外は毎日掲載されています。新聞の見出しを元に三行のコントを作ります。読売新聞は「三行コント」という名前で、同じような内容の掲載をしています。両紙共、読者が投稿をして、選ばれた作品が新聞に掲載される仕組みです。興味を持った理由は、自宅の近くの居酒屋の常連さんのお話です。しょっちゅう選ばれて作品がのっているのですよ。その作品がこちらです。一行目は新聞の見出しそのままだす。

「たかじんさん遺産二億円大阪に寄付
やっぱ好きやねん
一大阪市民」

この常連さんは暖かみのある良い作品をたくさん作ります。私達はこの人のことを「お師匠さん」と呼んで尊敬しています。鋭い風刺と皮肉、辛口とユーモア、あそび心にあふれた作品は、ウームとうなされるものばかりです。

友達は、初めて応募した作品が掲載されましたが、その後はゼロ。私と主人も五回位出しましたが撃沈でした。落語のオチのようなかんどころ、ひとひねりかふたひねりか何かが足りないのでしょうか。

ただ、3ミリコントに挑戦し始めてから、中日新聞を読む機会が増えました。事務所では日本経済新聞しかとっていないのですが、地元密着の新聞を読むのも良いことだなーと思いつながら、これからもできるだけ多く投稿をしようと思っています。

「ヘタな鉄砲も数打ちゃ当たる」？



朝散歩に行く神社の参道に枝ぶりの良いしだれ梅が植えられています。毎年、春が楽しみです。